

東京府文書にみる「高輪築堤」と周辺環境 ～「高輪沼地」の利活用をめぐるって

東京都公文書館 史料編さん担当
西木 浩一



図1 「東京品川海辺蒸気車鉄道之真景」 港区郷土歴史館蔵

はじめに

明治5（1872）年10月、日本初の鉄道が新橋～横浜間の約29 kmで開通した。その際、現在の田町駅の北から、旧品川停車場までの約2.7 km区間は海上に堤を造りその上に鉄道を走らせた。海上築堤は、高輪海岸に沿って築かれたことから、「高輪築堤」とも呼ばれ、その風景は多くの錦絵に描かれ、新橋停車場と共に文明開化の象徴として人々に親しまれた。しかし、その後、線路拡張と大正時代の東京湾の埋め立て事業によって完全に陸地内に取り込まれ姿を消してしまった。

平成31（2019）年4月、東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）が進める品川駅改良工事の際に石垣の一部が発見されたことを契機として、高輪築堤跡が残存していることが明らかになった。その後の発掘調査により鉄道開業当時の遺構として極めて重要な意義を有することが認識され、令和3（2021）年9月17日には、高輪築堤跡を国史跡「旧新橋駅停車場跡」に追加指定し、名称を「旧新橋駅停車場跡及び高輪築堤跡」とすることが文部科学大臣により告示された。

こうして広く注目を集めることになった高輪築堤については、その成立事情と工事の実際

について一定の研究が積み重ねられている¹。その中で、当館所蔵の『鉄道一件』によって、芝地域から高輪地域に至る、海との結びつきで生業を営む人々が築堤によって海上へのアクセスを失うことを懸念して築堤への反対を唱え、結果的に複数の橋梁を設置して、汐入地＝通船口を確保していったことも明らかになっている²。

本稿は、これまで高輪築堤の歴史の変遷を論じる中で全く触れられてこなかった、築堤と陸地側との間の空間利用に関する動向を、東京都公文書館所蔵の『稟議録・市街地理・第4号〈租税課〉』（請求番号609.A4.04）、『回議録・高輪沼地ノ部〈地理課〉自明治13年至18年』（請求番号615.A8.15）によって明らかにしていく。そのことによって、日本の近代化遺産としてのみならず、地域歴史遺産、地域教育の素材としても高輪築堤を評価する視座を提供したい。

1 高輪築堤陸地側空間の埋立願

明治8年（1875）1月13日、工部省御構内製糸所寄留・上田富蔵なる人物から東京府知事に宛てて1通の願書が提出された³。

一御府下芝高輪鉄道ヨリ以西往来道敷迄之入海、生魚飼場所ニ拝借奉願候者モ有之候得共、御聞濟不相成、埋立候時ハ鉄道堅固之一助ニモ候由承リ申候、附而ハ御趣意ヲ奉戴仕、同志之者申合、右一円自費ヲ以追々埋立、鉄道片側幾分カ御用地ヲ相除、余地私共江拾ヶ年無税ニ而拝借、其後相当之地租御定メ地所被下置度奉願上候、若御許可被成下候ハ、鉄道脇ヨリ着手仕、尚其時々御見分ヲ請、御指揮ニ奉随候間、出格之御仁恤ヲ以御聞届被成下度、僉絵図相添奉願上候、以上

明治八年一月十三日

工部省御構内

製糸所寄留

上 田 富 蔵

東京府知事 大久保一翁殿

高輪築堤と陸地との間の「入海」を埋め立てると「鉄道堅固」の一助ともなるという話であり、自分と同志の者で自費をもって埋め立て、鉄道用地を除いた部分を10ヶ年無税にて拝借、後日地租を定めて地所を下されたいという趣旨であった。

この出願を受けて東京府は、当該地域の戸長に意見を求めている。まず、第2大区11小区の見解は以下のようなものであった。11小区には海に臨んで車町・高輪北町・高輪南町が並んでいた⁴。

戸長村木義方は、高輪築堤と陸地間の実態を2区分して、それぞれについて埋立の是非を論じている。一つは「汐入之場所」であり、ここを埋め立てられると、炭薪その他諸荷物の運輸等に従事する多くの者が生計の道を失うとして、このまま差し置き下されたいとしている。今ひとつは「汐入外沼地」である。すなわち、築堤に橋梁が設けられ汐入の場となっている以外の部分は、大下水が流れ落ちる場所であり、とりわけ芝式本榎辺の高台からは「仟水」、大量の下水が流れ込み、雨天の節にはとくに水嵩が上がる場所であるという。このため、そうした場所の水捌けについて十分に留意すれば埋め立てても差し障りはないという。つまり、築堤と陸地との間の内水部分は、汐入の一角を除くと沼地化しており、通船が出来ない状態となっているから、そこなら埋め立ててもかまわないということであった。

では続いて第2大区8・9・10小区の戸長の申し立てを見てみたい。8小区には本芝

1丁目から4丁目、芝田町1丁目から4丁目、10小区には芝田町5丁目から9丁目が入属している⁵。

この一帯は元々漁業従事者や肴問屋の他に河岸揚げ運送従事者ら、海に依存して生きる人々が暮らす地域であり、高輪築堤の建設に際して、海との関係が遮断されることを愁訴し、築堤に橋梁を設置し船が通行できる汐入の確保を実現させた人々が住まっていた。そのため、鉄道裏側の石垣築き立ての費用を上納したと述べている点も注目に値する。こうした経緯をふまえても、埋立には反対との立場が鮮明にされている。

その一方で築堤陸側の実状を、汐入の場所と沼地に分けて捉えている点は11区の見解と同じであり、現在沼地化している場所について新たな汐入口の設置を求めている者もいるという。また高台からの雨水・悪水、往還の下水・汚水の流れ込みという実態があり、埋立に際して下水等の設置がないと下々の難儀になると主張し、できるならば埋立はせず現状のまま差し置かれたいと述べている。

上田富蔵の出願を皮切りに、高輪築堤と陸地との間の入海部分の利用に関する出願が、同年6月までの間に相次いで提出された。これらの出願内容を年月日順に整理したのが表1となる。

5例の内、元大和郡山藩主・柳沢保申からの出願のみは沼地化した部分を再び通船可能な汐入区域にしようとするもの、他の4例は埋立てを願う内容であった。

東京府は、上田富蔵からの出願があった直後の2月に、先に紹介した当該地域の戸長の意見を照会したが、同月27日には、当時鉄道を管掌していた工部省に意見を伺い出ている。次に掲げるのは3月17日付けの工部省からの回答である⁶。

去月廿七日付ヲ以高輪鉄道線路内埋立願之義ニ付、書類相添御協議之趣致承知候、右者当省ニ於而鉄道保全之為追々埋立可致見込之折柄ニ付、自費ヲ以埋立之義ハ差支無之候、尤埋立之上線路中心ヨリ幅六間丈者入用有之候、然二十ヶ年無税之義ハ不都合ニ存候間此旨含置相成、船着及悪水吐等差支無之様充分手宛可致旨ヲ以御聞届相成可然候、此段及御回答候也

八年三月十七日

工部大少丞

大久保東京府知事殿

追而差廻之書類及返却候也

表1 『稟議録』に見る「高輪沼地」利用願（明治8年1月～6月）

年月日	出願者・回答者	内容	コマ数
M8. 1. 13	工部省御構内製糸所寄留 上田富蔵	鉄道堅固の一助として、鉄道より以西往来道式までの入海を埋め立て、御用地を除いて10ヶ年無税にて拝借、その後相当の地租を定めて地所を下し置かれるよう東京府知事に願ひ出る。	546-547
M8. 2. 10	大分県貴族士族 田川忠順	ステーション附属地・汐入場2カ所を除いた場所は板柵を切入り船もない場所なので、埋め立てを願ひ出る。鉄道線附の方は石垣もなく風雨の節は都度土崩れもあり、たえず修繕の必要があるので、その対応策となる。	555-558

M8. 2. 18	華族柳沢保申 (元大和郡山藩主)	芝田町8丁目地先より同9丁目・芝車町まで、 <u>鉄道線路の傍へ石垣築立</u> 、車町境在来之中仕切土手を以北之方7丁目境へ築立、汐入とし、船の通行を願い出る。	531-537
M8. 5.	芝車町1番地主 栗原良助外2名	埋立出願の採否が決定しない中、たしかな出資者が現れたため、自分たちに埋め立て許可を下されたいと出願。	563-565
M8. 6. 3	開農社長従三位穂 波経度外2名	当該地は、 <u>最寄の悪水が落入り、或は腐敗物等も流れ込み健康上有害、霖雨等の節は泥濘崩り落ち</u> 、馬車人力其外往来の危難につき埋立を出願。	566-568

* 下線部は、高輪築堤の実態を示す部分。

工部省自身、高輪築堤が脆弱性を有していることを認識しており、鉄道保全のために追々埋め立てる予定であったから、自費を以て埋立を出願する内容自体に差し支えはないと述べている。このことを前提に、線路を中心として幅6間（約10.9間）の確保、船着きや悪水吐けに差し支えなきように手当てすることを条件として、「御聞届相成可然」との回答を寄せたのであった。

東京府は、戸長の意見、工部省の回答などを勘案して、上田の出願内容がもっとも妥当と判断、その上で同人の身元確認を進めるとともに、さらに具体的な案を同人に提出するよう促した⁷。これに応えた方法書と絵図が5月9日付けで再提出されている⁸。

この後さらに栗原良助他2名及び穂波経度他2名からの出願を受け、都合5件を受理した上で、東京府知事大久保一翁は、6月17日、府の方針を提示して内務卿大久保利通に伺い出る。その概要は次のようなものであった⁹。

上田富蔵は東京府寄留の者でもあり、事業を担任させるには問題があるが、後から願い出た者に許可を与えるのも不都合である。そこで、これまでの出願者一同が合併し示談を遂げた上で改めて出願するよう促す。境界確定などについては工部省と実地検分を行う。また柳沢保申からの願いはそもそも近隣に着船場があるので不要として却下する。

これに対する内務卿からの回答は翌明治9年1月15日付で達せられた¹⁰。

書面高輪鉄道線路脇沼地埋立及ヒ汐入堀築造願之趣難聞届候条、願人書面者下戻可申、将タ地所之内於工部省追テ所用見込之地ヲ除、其他縦横間数坪数等更ニ実測之上、広狭ニ応シ相当区分致シ、入札払之積取調、尚可申出事

まず前段で、これまで提出されてきた各種の埋立願、柳沢保申からの汐入堀築造願はすべて「聞き届け難し」として却下、願書はそれぞれに下げ戻すよう指示している。ただし、埋立自体を全面否定しているわけではなく、まず工部省が鉄道用地として今後所用見込みとする土地を除いた上で、当該地の実測を行い、その上で広狭に応じて区分し、入札払いとする方向で取り調べて申し出るよう命じているのである。結論から述べるとこの分割して入札にかけるという方針は、その後受け継がれ具体化することはなかった。しかし、内務省もまた、高輪築堤陸側の入海について、そこを埋め立てること自体は容認していたことになる。明治8年に相次いだ、高輪築堤と陸地側との間のスペースの埋立願はひとまず棚上げとされるが、とくに実態として沼地化している部分の埋立そのものは否定されず、この後、新たな出願の枠組での取り組みにつながっていくことになる。

2 芝区会の埋立願とその挫折

明治8年（1875）に相次いだ、高輪築堤と陸地との間の埋立利用に関する願いがひとまず内務省の意向で却下され、実地測量の上、入札方式の検討を命じられてから2年8ヶ月経過した段階で、第2大区8・9・10・11小区の区惣代と第2大区区長の連名で、新たな地域的枠組みにより「沼岸廢地下附願」が提出される¹¹。芝田町裏通及び高輪表通に面した鉄道線路続きの一带を「無用之廢地」とみなした上で、無代で下附を受け区の共有地として埋め立て、居住可能な土地とし、その借地料を区内の貧民救助、飢饉の備えとし、区民の安寧、国益振興に寄与させたいというのである。対象地は10・11小区の地先であるが、8・9小区も含めた沿岸住民の惣代としての枠組みで出願されている。

ところが、この出願に先立って、同年7月22日に郡区町村編制法が公布され、大区小区制を廃止、府県の下行政区画を郡・区・町・村とすることとなったため、本出願の枠組み自体が意味をなさないこととなり、これまた棚上げとされていったらしい。

それからおよそ2年経った13年8月21日、先に出願した小区総代の者より区会に付議する形で、お蔵入りとなっていた官有廢地下附の件が出願され、これを受けた芝区長前田利充から東京府知事に函面を添えて請願がなされる¹²。

共有地無代価御下附願

当区本芝壱丁目裏ヨリ高輪表通品川停車場マテ鉄道線ニ沿ヒ、凡ソ壱万有余坪ノ官有廢地有之候処、十一年九月中旧第二大区小区総代ヨリ右廢地ヲ区内ノ共有トシ、漸次之ヲ埋立、借地料ヲ収入シテ、貧民救助費等ニ充テントノ旨趣ヲ以テ、無代価御下渡シ相願置候内、区画御改正ニ際シ区総代ノ名称モ亦消滅シ、遂ニ其局ヲ結フニ及ハス中止ニ属シ居候処、今般右旧小区総代ノ者ヨリ現設ノ区会ニ付シ前願ヲ果シ度旨申出候ニ付、篤ト勘弁候処、前願之通御認許相成候上ハ、独り区内ノ公益ノミナラス高輪市街商業ノ便益ニモ可相成被考候間、右請願之通御許可相成度、然ル上ハ区会ニ附シ着手方法更ニ可相伺候間、先以テ無代価御下与有之度、別紙函面相添此段及請願候也

明治十三年八月二十一日

芝区長 前田利充印

東京府知事 松田道之殿

大区小区制の枠組みでの出願が立ち消えとなった経緯とともに、これを区会という新たな、法的な根拠のより確実な組織を使って再度出願し、区内の公益のみならず高輪市街商業の便益にもつなげようとするものであった。

「凡ソ壱万有余坪ノ官有廢地」を有用の地に変換することには東京府としても賛意を示し、10月23日、東京府知事松田道之は芝区長より出願のあった沼地埋立の願意を採用したき旨内務卿松方正義に伺い出ている¹³。これ以降、将来的に租税収入が見込まれ、またその前提として埋立地の地籍確定も必要となるため、東京府租税課が主体となって国（内務省）への上申、芝区への諮問、芝区からの上申取次ぎなどを行っていった。その経緯を表2としてまとめた。要点を整理しておこう。

まず、鉄道を管掌する工部省であるが、すでに見たように明治8年の諸出願の段階から築堤保全のため埋立に基本的に賛成してきた。芝区会からの一円下付、埋立計画が提出された後の13年12月1日、東京府知事宛に境界確定のための立合調査を申し入れているが、これも埋立計画を前提として、工部省が将来の使用を予定している品川停車場から物揚場までの確保のためのものであるから、芝区案それ自体には承認の立場であったことが確認できる。

問題は内務省であった。年が改まった明治14年1月、埋立用地として願い出られた土地は鉄道線路に接近し、外国人も注目するところであり、内務省として容易に認可はできないとの意向を東京府に示し、東京府租税課長は同月24日、芝区長に対して改めて発議者の意見を照会している。芝区長前田利充は、再度出願人から出願趣意を具体的に聴取した上で4月13日、概略次のような回答をしている¹⁴。

表2 『回議録・高輪沼地ノ部』に見る「高輪沼地」埋立をめぐる動向（明治11年～16年）

年月日	出願者→提出先	内容	コマ数
M11. 9. 7	第2大8, 9, 10, 11 小区 惣代 →東京府知事	「鉄道築設以来数年無用之廢地」の下付を願う。「当区共有に保存し漸次埋立て、右借地料を畜積して区内貧民救助及び凶災不虞に備えて区民安寧を達し、且、廢地を好地に拓き国益ノ一端を興し度」との願意。	95-96
M13. 8. 21	芝区長前田利充 →東京府知事	芝区長前田利充、鉄道線に沿った約1万余坪の官有廢地について、区会の決議を添えて無代価下付願を東京府に提出する。	79-88
M13. 10. 23	東京府知事松田道之 →内務卿松方正義	東京府知事松田道之、芝区長より出願のあった沼地埋立の願意を採用したき旨内務卿松方正義に伺い出る。	366
M13. 12. 1	工部省少書記官 →東京府知事	工部省、本芝一丁目から高輪南町に至る鉄道線路脇沼地埋立につき差し支えの有無を検討の上、品川停車場用地より物揚場までは追々埋立使用の予定につき、境界画定のための現場立合調査を東京府に申し入れる。	06-13
M14. 1. 24	東京府租税課長 →芝区長	内務省地理局から、出願地は鉄道線へ接近の中、外人も注目するところであり、内務省としては容易に認可はできないとの意向を告げられ、東京府は芝区長に発議者の意見を照会。	38-48
M14. 4. 13	芝区長 →東京府租税課長	芝区長、高輪統沼地埋立につき、発願人の意見を聴取し、東京府租税課長に提出する。	34-37
M14. 7. 19	東京府租税課長 →芝区長	東京府租税課から内務省の指示を芝区長に伝える。埋立の際の建造物は土蔵のみとするなどの制約。	31-33
M14. 8. 8	芝区長 →東京府租税課長	芝区長奥平昌邁、高輪埋立地の件について、願人総代の意見に基づき、願意を貫徹する方向での取計いを東京府租税課長に回答する。東京府は、願人総代の意見と芝区長の上申に齟齬があるとして、埋立の議論はいったん見合わせとなる。	26-30
M16. 1. 25	東京府租税課長 →芝区長	高輪埋立地の件についてその後の状況報告を求める。	31-32
M16. 2. 15	芝区長 →東京府租税課長	土蔵限定の制限に基づき埋立実施の目途は無いが、今後制限の少異により他の人民に払い下げようなら、芝区に払い下げよう請願する。	18

M16. 2. 26	東京府租税課	土蔵に制限する事由はないとの認識に立ち、埋立地適応の制限を具体化した上で、芝区の請願内容を内務省に稟申することとし、その旨の芝区長への照会を決定する。	14-17
M16. 8. 8	内務卿 →東京府知事	明治13年10月23日付けの上申に対して「埋立ノ順序、家屋建設ノ制限、花木植付等ノ方法」を取り調べ、更に伺い出るよう指示する。	367
M16. 10. 9	芝区長 →東京府地理課長	埋立の順序、花木植え付け及び養魚場製造、家屋構造制限等についてとりまとめて提出する。	132-136
M16. 12. 11	東京府知事芳川顕正 →内務卿山田顕義	芝区長よりの計画を妥当と見なし、17,323坪の無代下渡を内務卿に伺い出る。	126-131
M16. 12. 15	内務卿→東京府知事	内務卿山県有朋、聞届の旨を通達する。	131
M16. 1. 15	東京府地理課長 →芝区長	「高輪沼埋立順序方法」に対する請書の提出を求める。芝区長、区会の決議を経て請書を進達する。	115-123
M16. 4. 23	芝区長 →東京府知事	芝区長梅田義倍、高輪沼地下げ渡し後の動向を調査の上、個々の地主に割渡すのみと判明したため、芝区への一括下付を求める芝区会の評決を再審議するよう願う。	371

- ・該当地にはこれまで荷揚場となっている箇所もあり、新たに貸し蔵などを設置すれば風雨あるいは干潮の際にも荷揚げ、船積みが可能となり便益が大きい。
- ・該当地の内箇所によっては潮入池に致し置き、魚苗養畜の見込みもある。
- ・埋め立て借地を望む者に対しては、その使用方法や建物の構造などを取糺し、不都合ないことを確認した上で相当の代価を以て貸し渡すこととする。
- ・埋立費用については、発願人はもちろん、多年この地に住居してきた有志の者とも同心協力し、極力費用を省くこととする。
- ・ひたすら土地の繁昌を図るという素志に基づいての申出であるので、ぜひ了知の上しかるべき取り計らいを願う。

ここでは、利用方法として、荷揚場近くへの貸し蔵設置、住宅などの敷設とそこからの収入確保の他に、養魚場としての利用などが具体的に構想され始めていることが確認できる。ともあれ、あくまでも土地の繁昌のため願意を貫く意志が東京府を介して内務省にも伝えられていくのだが、3ヶ月後の7月19日、内務省においては当該埋立の際の建造物は土蔵に限り、その他植栽場の外は許可しないとの内議が決定した旨、東京府租税課から芝区長に伝えられる¹⁵。厳しい制限が課せられたことになる。

これを受けて、願人総代（田嶋安太郎・津久井市兵衛・加藤徳兵衛・渡邊又兵衛）は、最前の出願趣旨を繰り返しつつも、「建物制限法を取り設けられるについては、また制限法相当の御保護も成し下さるものと考えて」とし、「当面制限法を前提に埋立を実行する目途は立たないが、それを前提に埋め立て可能という願人があれば、高輪の衰頹を挽回することは当然であるから、本懐を貫徹したい」といった上申書を8月、芝区長に提出した¹⁶。これを受けて、芝区長奥平昌邁は、東京府租税課長宛に回答書を提出する。そこには、制限法相当の御保護や、新たに制限法の下でも埋め立て可能な願人が出たら云々という内容は記されず、

逆にたとえ「労費不相償ヨリ幾分ノ損害ヲ被ムルモ」、まずは該地の衰頹を挽回すれば、「漸次償還法モ相立つべし」と、出願人の上申書に記されていない内容が含まれていた。これを比較精読した東京府租税課は、「区長申立」と「願人総代申立」に齟齬があることを指摘、「一旦御見合相成」ことを提案した¹⁷。この結果、しばらくは埋立に向けた動きは停止することとなった。

再び事態が動き出すのは明治16年1月のことで、主導したのは東京府租税課であった。1月25日、芝区長にその後の状況報告を求め、2月15日に、払い下げ請願の意思が継続していることを確認すると、同月26日、次のような内容で内務省に稟申する方針を示している¹⁸。

抑建造物之体裁ハ其地之盛衰ニ関シ候儀ニテ、今新タニ埋立之場所ニ於テ嚴重之制限ニ随ヒ建物ヲ構造候ハ其費用収益相償ハサル儀ニ可有之、尤不体裁之家屋等建設候ハ不可然事ニ候得共、必土蔵ニ限り候事由モ有之間敷ト思考致候、右者該地有志者多年之希望ニシテ公益ヲ起スヘキ事業ニ有之、然ルヲ右制限之為メ廃棄致候ハ遺憾之次第ニ可有之候間、土蔵之外更ニ該地適応之制限ヲ設ケ履行可致儀ニ候ハ、本願許可相成候様内務省へ御稟請相成可然哉

明治初年、「国益」として鉄道開設が急がれた結果生み出された高輪築堤であるが、その結果生じた高輪沼地＝官有廢地の開発・利用事業を芝区域の「公益」ととらえ、内務省がやや乱暴に土蔵に限るとした制限方法を見直そうというのである。この立場からの働きかけにより、明治16年8月11日、内務卿山田顕義は、形式的には明治13年10月23日付の埋立承認伺いに対して、次のような回答を行った¹⁹。

書面伺之趣、埋立ノ順序家屋建設ノ制限花木植付等ノ方法詳細取調、更ニ可伺出事

明治十六年八月十一日

内務卿 山田 顕 義印

改めて具体的な高輪沼地の利用計画と順序を上申せよということである。これをうけて、芝区長は、10月9日、埋立の順序、花木植え付け及び養魚場製造、家屋構造制限等についてとりまとめて提出する²⁰。

高輪埋立地之儀ニ付客月六日付ヲ以テ御照会之趣了承、即取調候処、埋立之順序、花木植付及養魚場築造之方法、且家屋製造制限等ニ至ル迄別紙之通必履行可致儀ニ有之候条、可然御取計相成度、右別紙相添、此段及御回答候也

明治十六年十月九日

芝区長 梅 田 義 信印

地理課長 田 中 正 造 殿

この時添付された仕様を表3としてまとめた。高輪築堤と陸地側との間の空間利用についていよいよ具体的な案が見えてきた。

高輪築堤の設置以来無用の廢地と化していた空間に、17,000坪を超える有用の地を造成しようとする大きなプロジェクトである。埋立地に建設する家屋については、「埋立地ニ建設スル家屋ハ悉皆瓦葺又ハ屋上不燃質物ト定メ、堅ク履行可致事」と、鉄道線路に配慮した不燃性が強調されている。また、沿線への花・木の植栽についても次のように記している。

表3 埋立順序・養魚場築造方（明治16年10月芝区会案）

種別	面積（坪）	土地区分	着工期限
埋立地	1,012	本芝1丁目裏より同所4丁目裏通りまで、180間余。沼地・沼地沿い廢地。	願済みから5ヶ月で着工し、5年以内に落成の予定。
	301	芝田町2丁目裏より同所3丁目裏通りまで102間。沼地。	
	320	芝車町10番地表通り即大木戸際より南へ40間。沼地及び道路沿い廢地。	
	480	芝車町22番地表通り地先より南へ60間。同上。	
埋立地	2,820	高輪北町1番地表通り地先より同所南町境迄200間余。沼地及び道路沿い廢地。	願済みから2年の間で着工し、7年以内に落成の予定。
	400	高輪南町16番地表通り地先南角より南へ40間。同上。	
	600	高輪南町23番地表通り地先より南へ60間。同上。	
	1,773	高輪南町25番地表通り地先より南へ60間。同上。	
養魚場	5,617	芝田町6丁目9番地裏より大木戸際まで。232間。	
	1,500	芝車町31番地表通り地先より高輪北町境まで。95間。	
	2,500	高輪南町1番地表通り地先より同町15番地まで。100間。	

一花木ノ植付ハ沼地埋立落成ノ順序ニ依リ、漸次植付ヲナスモノトス、尤樹木ハ専ラ之ヲ精選シ、好氣候ヲ計リ概ネ式間ゴトニ一樹ヲ栽ユルヲ以テ適度トシ、埋立竣功ノ際ト俱ニ鉄道線路ニ沿フタル個所ハ悉皆樹木ノ在ルトナスヘシ、而シテ其保存方等ハ深く注意ヲ加ヘ、汽車ノ乗客ヲシテ永ク花時ノ觀アラシムヘシ

こうした計画に基づいた芝区からの申請をうけ、東京府はその認可の方向性を決めた上で内務省に再度の伺いを提出する。明治16年12月11日のことであった²¹。

沼地埋立願之儀ニ付再伺

当府芝区本芝壱丁目ヨリ高輪南町ニ至ル鉄道線路脇沼地芝区共有地ニ下渡ノ儀ニ付、去ル明治十三年十月二十三日附ヲ以相伺候処、埋立之順序家屋建設之制限花木植付等ノ方法詳細取調、更ニ可伺出旨、本年八月十一日御指令之趣ニ依リ取調候処、別紙調書之通埋立順序等履行可致旨申出、右ハ恰当之計画ニシテ不都合ノ廉無之ト認候間、総積凡壱万七千三百式拾三坪無代下渡申度、別紙略図及調書相添、此段相伺候也

但該土工ハ急速着手致度旨申出、且広濶之水面目下実測候ハ頗ル手数ヲ要シ候ニ付、略図ヲ以相伺候儀ニ有之候間、追テ埋立竣成之上実測図調製上申可致候、此段添申候也

明治十六年十二月十一日

東京府知事 芳川 顕 正印

内務卿 山田 顕 義 殿

書面沼地埋立家屋建設等之儀ハ聞届候条、成功之上無代下渡候儀ト可心得事

明治十六年十二月廿五日

内務卿 山 縣 有 朋印

総積凡 17,323 坪を「無代下渡」とすることについて、内務卿からも了解の回答が12月25日に寄せられた。ここに、当所の出願から8年をかけて、芝区住民の公共性、公益に適う高輪沼地の埋め立て利用案が一つの到達点に達したとみてよいだろう。

翌明治17年（1885）1月15日、東京府地理課は「高輪沼地埋立順序按」を提示し、芝区長に確認を求める²²。工事着工前の最終確認ということになる。いよいよ、埋立・養魚場整備による当該地域の公益事業の開始である。

ところが、である。4月23日、前年7月に芝区長に就任していた梅田義信から意外な添申が東京府に提出されることとなる²³。

別冊決議ノ趣意ヲ致調査候処、全ク該地御下付ノ後之ヲ分割シ近傍地主ニ譲与セント欲スルニアリ、又近傍地主之実況ヲ視察スルニ各自ノ意向区々ニ出テ何レモ確實ノ目的アルニアラス、到底其一小部分ヲ割以テ私用ニ供シ、又ハ他人ニ売与セントスルニ外ナラスト見認申候、抑本区請願ノ目的ハ追々具申致候如ク、畢竟区内ノ衰頹ト該地ノ荒廃トヲ惜ミ、之ヲ埋立家屋ヲ建築シ、或ハ養魚場ヲ設ケ汎ク全区ノ公益ヲ謀リ、傍ラ都門修飾ノ一端ニモ可相成トノ見込ヨリ請願今日ニ及ヒタルニテ、単ニ近傍地主ヘ分割スルカ如キ浅陋ノ考按ヲ以テ成立タル義ニハ決シテ無之、然レハ此際区会意見ノ通処分致候テハ到底予期ノ目的ヲ達スル能ハサルハ勿論、徒ニ紛議ヲ将来ニ招クニ至ルヘクト思考候条、尚御詮議相成候様致度、此段及添申候也

明治十七年四月廿三日

芝区長 梅田義信

東京府知事 芳川 顕 正 殿

書面区会之評決ハ施行スヘカラサル儀ト心得ヘシ

明治十七年六月九日

東京府知事 芳川 顕 正

芝区会の決議について実際に調査したところ、当該地を下附された後はこれを分割して近傍の地主に譲与しようとするものであり、さらにその地主の意向を実際に視察してみると、全く区々であって確実なる目的は共有されていないという。つまり分割された土地を私用に利用したり、他人に売り渡すという以上のものではないという。本来の芝区の請願目的は埋め立てて家屋を建設し、あるいは養魚場を設けて、広く全区の公益を図るというもので、このまま区会の決議の通りすすめたのでは当初の目的を遂げることは出来ないばかりか、いたずらに将来に紛議を招くことになる。したがって、再度の御詮議を東京府に願うというのが、梅田義信芝区長の主張するところであった。

いよいよ実際の埋立事業に入るという段階で、従来区会において議決されてきた公共性・公益性の実質を問い直した結果、埋立・養魚場建設という大事業の実現は困難と判断せざるを得なかったということであろう。

これまで、芝区会の意向に寄り添いながら、内務省との交渉を続けてきた東京府であるが、区長の添申を受けて、6月9日、「書面区会之評決ハ施行スヘカラサルト心得ヘシ」と府知事から通達が下り、ここに該当地を芝区共有地として下げ渡すという計画はいったん頓挫する。

3 一括的埋立計画への転換と埋立の進行

前節で見てきたように、芝区会を基盤とした埋立計画はいよいよ事業が開始される直前で計画中止となった。だが、実はこの間、当該地をまとめて請負い埋立地・養魚場を整備しようという個人や事業者との調整が並行して進められていたのであった²⁴。

芝区高輪道路ヨリ鉄道間堀地協同物揚場ヲ除キ御払下ケ願

御府下芝区高輪堀地御払下之義、曩日楠本正隆旧職之節ヨリ養魚方法且漸次埋地之義モ

詳細書付ヲ以申出、爾後引続上願仕、且同区役所へモ再三及出願候処、右地所於今其俣ニ相成定而御都合モ可有之義ニ候得共、永遠荒蕪同様ニ被成置候而者、乍推参迷惑至極ニ奉存候、因テ更ニ及上願候間従前之夙志被聞召届相当ノ代価ヲ以テ私へ御払下ケ被仰付度奉願上候、御免准被賜候ハ、謹而御命令ニ遵ヒ、且右ニ付証人等差入候儀ニ候ハ、身元慥成者相立可申候間、此段御協議奉願上候也

明治十七年三月廿七日

山口縣士族

兒玉少介印
麴町区平川町五丁目
三十七番地寄留

東京府知事 芳川 顕正 殿

山口県士族兒玉少介より、協同物揚場を除外した高輪道路より鉄道間堀地の払い下げ願いが、3月27日に提出された。相当の代価を以ての払い下げという点が芝区の場合と異なる。また、楠本正隆が府知事の時代より養魚方法・埋立について申し出ていたというから、明治8年12月19日ー明治12年12月12日というかなり早い時期から計画を有していたということになる。

兒玉少介は長州藩の出身、文久期の石清水行幸に供奉、癸亥丸に乗り込んで下関攘夷戦に参加するなどした経歴を有する。維新後明治政府に出仕し、工部省総務局記録課長、内閣臨時建築局庶務部長、同書記部長などを歴任、明治29年（1899）、貴族院議員に勅選されている。この間、明治12年（1879）7月には工部省雇となり、工部大輔吉井友実の属官として行動を共にすることが多かったとされ、また工部大丞を経て同13年に工部卿に就任した山尾庸三とも、同じ長州出身で深い関係を有していた。高輪沼地埋立を画策していた時期、兒玉はまさに工部省系ネットワークの中にいたのである²⁵。

なお、明治16年から内務卿に就任し、前節で紹介したように同年12月25日、従来の内務省の方針を改めて高輪沼地の埋立を承認した山県有朋もまた長州閥の中心人物であるが、兒玉はのちに山県の歌集「葉桜日記」を発行するなど、漢詩を通じてのつながりも有していた。

続いて4月2日には、伊豆七島物産会社の責任者から官有地払い下げ願が出されている²⁶。

官有地御払下願

一官有地壹万七百坪余

右ハ芝区本芝一丁目裏ヨリ品川停車場迄鉄道線路ニ沿フタル沼地及ヒ潮止メ堰共、別紙略図朱線ノ個所埋立地并ニ養魚場ノ地トシテ、芝区伊豆七島物産会社へ相当之代価ヲ以御払下被下度奉願候、然ル上ハ御許可ノ月ヨリ五ヶ月間ニハ必ラス工事ニ着手シ、向フ九ヶ年間ニハ悉皆竣功可致、且埋立地ニ建設スル家屋ハ不燃質物ヲ以テ屋上ヲ修葺シ、其他養魚場築造方法等総テ該地ニ係ル御命令堅ク遵守可仕候、本社ニ於テハ将来營業上右地所要用ニ有之候而已ナラス、数年来ノ廢地ヲシテ有用ノ地トナストキハ、従テ近傍ノ土地繁盛ニ赴キ候ハ必然ニシテ、実ニ本区金杉以南地方ノ衰頹ヲ挽回スルノ一助ト相成候勿論ニ有之、本社創立発起ノ主意ハ已ニ先年御添翰御附与之義出願之砌具ニ上申仕候通り、素ヨリ公利公益ヲ謀ルヲ目的トシ、決シテ己ノ利益ヲ謀ルモノニ無之候条、何卒特別ノ御詮議ヲ以本願御許可被成下度、依テ別紙略図相添、此段奉願候也

明治十七年四月二日

芝区伊豆七島物産会社

社長近藤孝行旅行中ニ付代兼支配人

芝区芝金杉浜町七十一番地

田島安太郎印

同幹事惣代

芝区芝新網町並十七番地

津久井市兵衛印

東京府知事 芳川 顕 正殿

こちらの願意も、埋立と養魚場の築造により数年来の廢地を有用の地とし、本区当該地域の衰頹を挽回しようとするものであったが、はじめて会社組織としての出願がなされたことになる。

伊豆七島物産会社は、明治14年（1881）4月に設立申請がなされているが、その趣旨は芝区内新橋以南高輪以東の衰頹を挽回し、伊豆七島の繁栄を図るため、物産会社を設立するというものであり、その中心人物は山田忠兵衛という人物であった²⁷。

君は神奈川県平民若林清左衛門の二男なり、天保十二年八月廿三日を以て生る、東京府平民山田徳右衛門の養子となり家督を相続す、明治二十七年第二区より衆議院議員に選ばれ、又東京市参事会員に挙げられ、又東京市収入役・会計部々長となり、後之れを辞して現今前記諸会社の重役となる（後略）（東京市芝区車町八一）

衆議院議員、東京市参事会員、東京市収入役、同会計部部長といった行政職を歴任の上、実業家、金融事業家として成功を収めていた人物像が浮かび上がる。これに東京都公文書館所蔵資料によって、少し遡った時期の経歴を追加しよう。

まず明治14年6月、東京府芝区書記に任じられる²⁸。翌15年1月、芝区長事務心得を命じられ、16年1月まで継続している²⁹。まさに地元芝区の役職をスタートとしてキャリアアップしていった人物であった。

そして注目されるのは、この時の出願者、田島安太郎と津久井市兵衛である。前節で紹介した明治14年8月8日付、「高輪続キ沼地御払下願之儀ニ付上申書」を提出した4名の内の2名が田島、津久井であり、実は伊豆七島物産会社の関係者だったのである。

ともあれ、工部省系の人脈の中にある官僚と、芝区政に関与した地域名望家を中心に設立された伊豆七島物産会社から、埋立・養魚場整備の許可願が相次いで提出され、この両者に対して6月27日付けで許可がおりることとなった。

まず兎玉に対してのもの³⁰。

書面高輪沼地之内坪数六千八百式拾坪埋立并養魚場取設之義聞届候条、埋立順序等都テ請書之通履行可致、最モ竣成之上地所下渡之義可申出事

但、地所経界及鉄道線路際埋立仕様等ハ追テ可相達事

明治十七年六月廿七日

東京府知事芳川顕正代理

東京府大書記官 銀 林 綱 男印

次が伊豆七島物産会社宛のものである³¹。

書面高輪沼地坪数壹万五百三坪之内、ル号地千七百七拾三坪ハ工部省ニ於テ所用有之ニ付之ヲ除キ、残八千七百三拾坪ノ地所埋立并養魚場取設之義聞届候条、埋立順序等都テ請書之通履行可致、最モ埋立竣成之上地所下渡之義可申出事

但、地所経界及鉄道線路際埋立仕様等ハ追テ可相達事

明治十七年六月廿七日

東京府知事芳川顕正代理

東京府大書記官 銀 林 綱 男

いずれの書面とも、埋立順序等はすべて請書の通りに履行すべしと記されているが、両者ともこれを6月23日付けで提出していた。



図2 伊豆七島物産会社仕様確認添付図

ここでは児玉少介が提出した請書を掲げておく³²。

高輪沼地理立并養魚地御下渡ニ付御請書

第一条 埋立地ニ建設スル家屋は悉皆瓦葺又ハ屋上不燃質物ト定メ、鉄道線路ニ接スル場所ハ陸側鉄線ヨリ七間ノ距離ヲ除キ其他墻塀等ハ花木並植線以内ニ取設クヘキモノトス、若シ此制限ニ悖ルトキハ自費ヲ以テ取除クヘシ

第二条 養魚場ハ花木並植線以内ニ於テ最モ堅固ナル土止ヲ設ケテ崩落ナキ様築造スヘシ、若シ鉄道線路ニ障害ヲ来シ、又ハ汚水停滞等不潔ノコトアルトキハ速ニ改修スヘシ

第三条 花木植付方ハ鉄道線路ノ方ヘ陸側鉄線ヨリ四間ノ距離ヲ除キ、二間毎ニ一樹ヲ栽植スヘシ

第四条 図面ヘトチノ地即埋立地一ヶ所、此坪数貳千八百貳拾坪、養魚場二ヶ所、此坪数四千坪ニシテ、御許可ノ月ヨリニヶ年以内ニ着手シ向七ヶ年間ニ竣功スヘシ、若シ其年限内竣功セサルトキハ該工事に属スル労費ヲ擲棄シ其戻返地シ、該地ニ在ル家屋墻塀及栽植物ハ自費ヲ以テ取除クヘシ

第五条 埋立地養魚場共竣功以前ニ於テ該地ノ起功ヲ他ニ譲与スルトキハ、其都度御認許ヲ請ケ、規約書ノ署名ヲ改ムヘシ

前書之通敬而履行可仕候也

明治十七年六月廿三日

東京府麹町区平河町五丁目三十七番地

山口県士族 児 玉 少 介

埋立地に設置する建物に関する制限は沿線火災への配慮から瓦葺、又屋上は不燃性のものとされ、養魚場については最高レベルでの土留めが求められている。さらに植栽の位置、起工と竣功までの時期設定がなされ、最後に途中で竣功権を譲与する際の注意事項が書かれている。

同様の請書が伊豆七島物産会社からも提出されるが、埋立地・養魚場にはイロハニホヘトチリヌルまでの符号が割り当てられており、児玉がヘトチを、伊豆七島物産会社がイロハニホ、及びリヌルを担当することとなっていたが、先の引用にあったとおり、「ル号地千七百七拾三坪ハ工部省ニ於テ所用有之ニ付之ヲ除」くこととなっている。

この工事の概要を一覧すると前掲図2のような形になる。³³

この図から埋立の具体的な様相がイメージできる。工事許可が出されると間もなく、6月30日に東京府は鉄道局長宛に線路沿いの工事仕様について確認を求める³⁴。

高輪沼地埋立之儀、山口県士族児玉少介并伊豆七島物産会社へ御許可相成候ニ付、地所境界并鉄道線路際埋立仕様書御達可相成筈ニ有之候間、左按之通鉄道局長へ御照会相成可然哉、此段相伺候也

按

鉄道局長宛

長官代理

芝区本芝一丁目より高輪南町ニ至ル鉄道線路脇沼地之儀、先年芝区共有地ニ下渡出願候得共、詮議之次第有之認許不致、更ニ山口県士族児玉少介并伊豆七島物産会社より出願ニ付、別紙写之通請書ヲ徴シ埋立方致許可候、就テハ鉄道線路沿之場所該敷地之幅員ヲ除キ埋立候テハ間地を生シ、夫カ為メ土止等無益之労費ヲ要シ候ニ付、別紙略図朱線内即鉄道線迄埋立候様可相達ト存候、右ニテ御差支之儀無之候哉、此段及御照会候条、至急御回報有之度候也

追テ鉄道線路側面へ石垣築造有之候場所ハ、該石垣ヲ取除カス其俟埋立候様可相達ト存候、此段為念申添候也

この中で次の2点が興味深い。1つは、鉄道線路沿いの場所は該敷地の幅員を除いて埋立てると、新たな埋立地と既設の鉄道線敷地の間に無駄な空間が生じ、そのため土留め等に無益の労費がかかるので、鉄道線まで埋め立てるように申しつきたいとしている点である。すでに東京府と工部省の間では、高輪敷地をやがて陸続きにすることでその脆弱性から回避することが共通理解とされていたから、その確認がなされていると見ることもできよう。

今1つは、鉄道線路側面へ石垣を築造している場所については、既存の石垣を取り除かずにそのまま埋め立てよう申しつきたいと述べている点である。これまで紹介してきた埋立願のいくつかにも記されていたように、鉄道線陸地側に付設された石材を用いた土留は、高輪築堤の一部にしか施されていなかったものと思われ、そのことはここに添付された「高輪埋立地横断面略図」からも明らかであろう。すなわち、ここには、高輪往還側には石材による土留めを明示しながら、鉄道線敷地側には何も記していないのである。

先の石垣がある場所については取り除かないという文言と合わせて判断するに、石垣が設置されていないのが常態であったものと考えてよいだろう。こうした高輪築堤陸地側の脆弱性は、児玉少介及び伊豆七島物産会社による埋立工事、養魚場整備工事を機に補強されていくことになる。

明治17年11月27日、伊豆七島物産会社社長代兼支配人・田島安太郎他1名より「埋立地及ヒ養魚場築造工事着手ノ儀ニ付御届」³⁵が出され、いよいよ工事が始まっていく。

工事の具体的な方法や、請負業者等に関する情報は残念ながら知ることができない。しかし、翌18年中にいくつかの工事内容の変更を伴いながら着々と進展し、事前に申請していた工期よりも早く竣功を見たようで、明治19年（1886）3月には、完成した埋立地・養魚場を

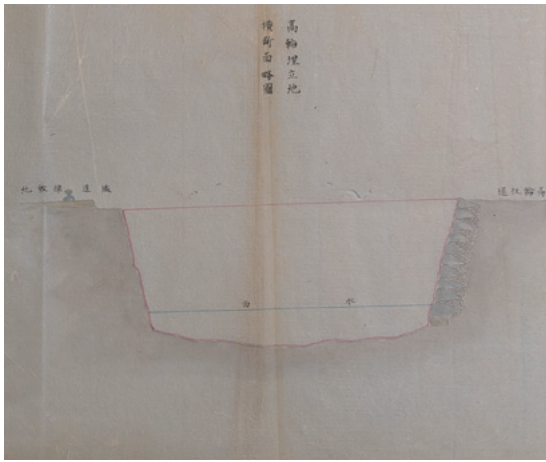


図3 高輪埋立地横断面略図

払い下げるにあたり地券の発行が始まり³⁶、21年頃にかけて埋立完成と事後処理が重ねられていく³⁷。

紆余曲折を経てきた高輪築堤と陸地側の間の空間は、埋立地、養魚場設置により有効活用され、衰退傾向にあった芝・高輪地域の活性化に寄与する「公益」をもたらすとともに、鉄道開業以来設置当事者がその保全上願ってきた埋立を実現し、「国益」としての鉄道の安全性を高めることにも寄与することとなったのである。

おわりに

これまでの高輪築堤研究で抜け落ちていた、明治8年（1875）から同21年頃にかけての動向に光を当ててきた。ここで得られた成果を整理していきたい。

第一に、高輪築堤の完成からわずか2、3年経過した段階で、築堤と陸地との間の空間は、橋梁付近の汐入地を除いて沼地化していたという環境変化が明らかとなった。しかも沼地部分には下水・汚水が流入し環境悪化や陸地側道路の保全にも影響を与えかねない状況を生んでいたのがあった。

第二に、高輪築堤の当初の築造に係る情報を窺うことができた。それは、豪雨の際などに築堤擁壁の崩壊が発生しその度に修繕を余儀なくされているという状況で、その要因として石垣による土留めが施されていない部分があったことが指摘される。いや、いくつかの情報をまとめてみると、むしろ鉄道線路敷地の陸地側には石材による土留めが施されていないことが常態であったといえそうである。そして、この状態は鉄道線路の保全に当たる工部省自身が認識しており、いくつかの埋立出願計画に対して、本来築堤と陸地側の間はすべて埋め立てることで十全な保全ができると考えており、出願者が埋め立てること自体には賛成の立場を取っていたのであった。

第三に、大部分が沼地化していた土地を埋立等によって有効活用することで、無用の廢地を活かし、以て鉄道開業以来衰頹していた当該地の挽回につなげ、さらに鉄道線路保全のためにもなるという論理で、埋立計画が多数出願されたことが確認できた。当初明治8年に個人出願の計画が相次いで提出され、結局内務省の分割入札を検討せよとの意向ですべて却下された。しかし、次の段階では芝地域の地主・住民らが、はじめは大区小区制の枠組みで、大区小区制の廃止後は新たに設けられた芝区会という枠組みで、無代価での土地払い下げを受けて埋立を行い、そこからの地代収入を貧民救済等に当て、当該地域の「公益」とする論理が組み立てられていく。また、この過程で埋立箇所や養魚場構想も具体化していったのである。

第四に、しかしこの区会を基盤とした構想が、実際の工事施工やその後の経営について限界を露呈すると、児玉少介や山田忠兵衛といった官界・政界・実業界にネットワークを有するリーダーがこれを継承し、ついに埋立地と養魚場によってかつての「高輪沼地」という「廢地」を有用な空間に変えて見せた。ここに芝・高輪地域の「公益」と鉄道路線の「国益」が

共存する道が開けたことになろう。

第三、第四の過程をたどることは、高輪築堤の歴史的意義を近代化遺産としてだけではなく、地域文化遺産として捉え直し、教育実践に活かす上でも重要であろう。

本稿では東京府文書の内、『稟議録・市街地理・第4号〈租税課〉』、『回議録・高輪沼地ノ部〈地理課〉自明治13年至18年』という2冊の簿冊に含まれる史料に依拠しながら検討を進めてきた。明治10年12月に定められた「編綴例」により、東京府文書の編綴ルールと名称が統一された。回議録は「人民願伺等其他上局ノ指揮ヲ得テ処分了結スルモノヲ編入」するものであり、稟議録は「官省ノ伺ヲ経タルモノヲ編入」するものであった。

高輪築堤陸地側の広大な空間の埋立利用については、地籍の調査・確定を経て、将来的な府税収入が展望される事案であるから租税課がこれを担当した。明治16年6月に東京府租税課地理掛が廃止となり、「地理課」が置かれた。地籍の調査・確定を伴う埋立事業は地理課に継承されたとみてよい。こうして、上記の簿冊が作成されたのである。有機的なつながりのある一連の公文書を統一ルールに従って編綴するという、明治前半期からの文書管理のおかげで、私たちは複雑な過程を経て取り組まれた、高輪築堤陸地側空間の環境変化と利活用の実相に迫ることができたことになる。

-
- 1 鉄道省編『日本鉄道史』上篇（1921年、鉄道省）、日本国有鉄道編『日本国有鉄道百年史』第1巻、第2巻、復刻版（1997年、成山堂書店）、『概説・高輪築堤』（2022年、港区教育委員会）、鈴木 美和・斉藤 進「高輪築堤跡の調査と課題」『日本歴史』921号（2025年2月）、東日本旅客鉄道株式会社『「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における保存活用計画書』（2025年、東日本旅客鉄道株式会社）
 - 2 明治3年『鉄道築造書類綴込』1～3（請求番号605.B6.04～06）、明治4年『鉄道一件』1～5（請求番号605.C5.11～15）の計8冊。鉄道布設に伴って用地取得のため屋敷・家作の調査・折衝・補償事務等を担当した東京府常務局邸宅掛が編綴した簿冊である。
 - 3 「上田富蔵外1名高輪鉄道線脇溜池埋立願之件」、前掲『稟議録』、545-547 コマ。以下、簿冊内の件名へのアクセスのため、東京都公文書館でのデジタル閲覧に際し、画面右側に表示されるコマ番号を適宜表記する。
 - 4 前掲『稟議録』594 コマ
 - 5 前掲『稟議録』595-596 コマ
 - 6 前掲『稟議録』530 コマ
 - 7 前掲『稟議録』497-499 コマ
 - 8 前掲『稟議録』548-554 コマ
 - 9 前掲『稟議録』590-592 コマ
 - 10 前掲『稟議録』593 コマ
 - 11 「高輪埋立地無代価払下の義芝区長より区会の決議を添上申の件」『回議録・高輪沼地ノ部〈地理課〉自明治13年至18年』、請求番号615.A8.15、95-96 コマ
 - 12 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』79-88 コマ
 - 13 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』366 コマ
 - 14 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』34-37 コマ
 - 15 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』31-33 コマ
 - 16 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』30 コマ
 - 17 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』26-29 コマ
 - 18 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』14-17 コマ
 - 19 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』367 コマ
 - 20 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』132-136 コマ
 - 21 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』126-131 コマ
 - 22 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』115-123 コマ。なお、明治16年6月29日に東京府租税課地理掛が廃止となり、「地理課」
-

が置かれた。地籍の調査・確定を伴う埋立事業は地理課に継承されたとみてよい。

- 23 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』371 コマ
- 24 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』291 コマ
- 25 『近世防長人名辞典』、『幕末維新大人名事典』、古谷昌二「平野富二ー明治産業近代化のパイオニア」
<https://hirano-tomiji.jp/%e5%b9%b3-%e9%87%8e-%e5%af%8c-%e4%ba%8c>
- 26 『回議録・第10類・伊豆七島 〈勸業課〉明治13年～明治14年』、請求番号611.C7.01、707-718 コマ
- 27 『人事興信録 明治三十六年四月刊行』国立国会図書館デジタルコレクション
- 28 『第1種 秘書*進退原議・貳区吏新任昇給部・冊ノ2』、請求番号601.A4.05
- 29 『第1種 秘書*進退録・冊ノ10』、請求番号601.A5.12、『第1種 秘書*進退原議・冊ノ5』、請求番号601.A5.18、『本府命令 〈記録掛〉』、請求番号、613.A2.07
- 30 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』373-374 コマ
- 31 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』376 コマ
- 32 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』270 コマ
- 33 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』286 コマ
- 34 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』262-265 コマ
- 35 前掲『回議録・高輪沼地ノ部』172 コマ
- 36 『訓令 明治19年』、請求番号615.B2.16
- 37 『普通第2種 願伺届録・雑・1 〈庶務課地籍掛〉』、請求番号617.A3.08、『普通第2種 願伺届録・雑・3 〈庶務課地籍掛〉』、請求番号617.A3.09